

2020年5月18日
広島ガス可部販売株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置の 追加対応(続報)について

広島ガス可部販売は、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払い猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、休業や失業により緊急小口資金等の特例貸付の適用を受けたお客さまに対してガス料金の特別措置を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化し、緊急事態宣言の対象期間が延長されたことを踏まえ、特別措置の内容を一部拡大し、以下の通りといたします。

1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

※本特別措置の適用対象に該当されない方からのご相談も随時受け付けております。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年2月、3月および4月検針分の各ガス料金の支払い期限日*をそれぞれ3カ月間延長(従来は2カ月間延長)、5月検針分のガス料金の支払い期限日を2カ月間延長(従来は1カ月間延長)、6月検針分のガス料金の支払い期限日を1カ月間延長いたします。

なお、2月、3月、4月及び5月検針分の各ガス料金について、既に支払期限延長のお申し出をいただいたお客さまは、自動的に変更後の内容を適用いたします。

お申し出が無い場合は、通常通りの支払い期限となります。

※支払期限日…検針日の同月の末日

3. お客さまのお問い合わせ先

広島ガス可部販売株式会社	受付時間
	祝日を除く月～土曜日 : 8:50～17:00

以上